令和2年8月

定例会議事録

坂出市農業委員会

開催日時 : 令和2年8月20日(木) 午前8時55分~9時54分

開催場所 : 坂出合同庁舎 4階大会議室

### 出席委員

1番 富木田 好正 2番 山下 恭生 3番 猪熊 幸雄 4番 三野 久米吉 梶野 和幸 5番 木下 得代 6番 7番 山本 茂 8番 大原 真路(会長職務代理) 9番 中村 康男(会長) 10番 宮本 賢一

 9番 中村 康男 (会長)
 10番 呂本 實一

 11番 吉田 宏明
 12番 喜田 清己

 13番 吉田 昌治
 14番 川田 一博

 15番 原 武信
 16番 竹内 博文

17番 三木 洋一

# 欠席委員

なし

### 傍聴推進委員

3番 土井 正幸7番 濵崎 郷廣9番 山下 祝15番 井上 賀博17番 西田 吉徳

## 農業委員会事務局出席者

 事務局長
 細川
 英樹

 事務局長補佐
 竹村
 秀基

 事務局次長
 黒木
 弘美

 事務局書記
 佐藤
 由佳

議事					
第1号議案	農地法第3条許可申請	7件	田	2,726	$m^2$
			畑	936	m²
第2号議案	農地法第4条許可申請	1件	田		$m^2$
			畑	249	m²
第3号議案	農地法第5条許可申請	6件	田	4,110	m²
			畑	2,038	m²
第4号議案	非農地証明願	1件	田	30	m²
			畑		m²
第5号議案	農地改良に係る届出	件	田		m²
			畑		m²
第6号議案	農用地利用集積計画書	38件	田	47,596	m²
			畑	20,926	m²
第7号議案	(イ)農地法4条の規定による許可後の	の事業計画変更申	請		
		1件	畑	140	m²
	(ロ)農地法第5条の規定による許可後		, ,	140	m²
	(ロ)農地法第5条の規定による許可後		, ,	3,063	m² m²
	(ロ)農地法第5条の規定による許可後 (ハ)農地法第5条の規定による許可後	後の事業計画変更 1 件	申請畑	3,063	
		後の事業計画変更 1 件	申請畑	3,063	
却生筑 1 早.	(ハ)農地法第5条の規定による許可後	後の事業計画変更 1 件 後の承認を伴う事 1 件	申請 畑 業計画変更 畑	3,063 申請 92	m²
報告第1号		後の事業計画変更 1 件 後の承認を伴う事	申請畑田	3,063	m²
	(ハ)農地法第5条の規定による許可後 合意解約	後の事業計画変更 1 件 後の承認を伴う事 1 件 2 件	申請 畑 田畑 田畑	3,063 申請 92 569 844	m² m² m²
報告第 1 号 報告第 2 号	(ハ)農地法第5条の規定による許可後	後の事業計画変更 1 件 後の承認を伴う事 1 件 2 件	申請 畑 田畑 田畑	3,063 申請 92 569 844	m² m² m²
	(ハ)農地法第5条の規定による許可後 合意解約	後の事業計画変更 1 件 後の承認を伴う事 1 件 2 件	申請 畑 田畑 田畑	3,063 申請 92 569 844	m² m² m²

#### 令和2年8月 農業委員会定例会 議事録

事務局長

おはようございます。

定刻前ではございますが、皆様お揃いになりましたので、只今より8月の定例会を 開催いたします。

本日ご審議をお願いする案件は、第1号議案から第7号議案まで 合計 56件 でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

また追加議案として お手元の方に 報告第2号の案件を配布しておりますので ご確認ください。

本日は、農業委員17名中17名の出席を頂いており、定例会が成立していること をご報告いたします。

それでは、坂出市農業委員会会議規定により大原会長職務代理に以後の議事進行を お願いしたいと存じます。

会長職務代理

おはようございます。早速ではございますが、議事に移りたいと存じます。

本日の署名委員を 16番 竹内委員さんと17番 三木委員さんのお二人にお願いします。

次に、今月の現地調査につきましては、1番 冨木田委員さん、2番 山下委員さん、 3番 猪熊委員さんと私で、8月19日に実施しておりますので、後ほど現地調査の 報告をお願いしたいと存じます。

では、ただいまより議事に移らせていただきます。

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」7件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」7件についてご説明いたします。

1番、・・、面積 569 m<sup>2</sup>、【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は露地野菜で、販売を目的としています。

2番、・・、面積 844 m<sup>2</sup>、【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は露地野菜で、販売を目的としています。

3番、・・、面積 644 m<sup>2</sup>、【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は水稲で、販売を目的としています。

4番、・・、面積 92 m ( 議案読み上げ )

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物はいもで、販売を目的としています。なお、本申請地は平成11年に農地法5条許可を受けておりましたが、事業は実施されておりません。第7号議案(ハ)1番と関連しており、5条計画変更申請と3条申請が同時に許可となるように進める予定であ

ります。

5番、・・、面積 928 m<sup>2</sup>、【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物はレモンで、販売を目的としています。

6番、・・・、面積 291 m<sup>2</sup>、【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が贈与により譲り受けるものであります。作付予定作物はブロッコリーで、販売を目的としています。

7番、・・、面積 294 m<sup>2</sup>、【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が錯誤遺言相続の訂正により譲り受けるものであります。平成25年に相続をした際に、兄弟間で錯誤があることがわかりました。作付予定作物はミカンで、販売を目的としています。なお、本申請地は昭和59年に農地法5条の許可を受けていましたが、事業が実施されずに許可の取消願いが提出されております。第3号議案5番と関連しており、5条取消願い受理後、5条申請と3条申請が同時に許可となるように進める予定であります。

本日の案件7件につきまして譲受人については、農地の耕作状況、農機具の所有状況、従事期間、周辺地域との関係等、第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。よろしくご審議お願いいたします。以上です。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第1号議案「農地法第3条許可申請」7件について、何かご意見・ご質問はありませんか。

各委員

(委員による審議)

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第1号議案「農地法第3条許可申請」7件につきまして原案どおり承認とさせていただきます。

続いて、第2号議案「農地法第4条許可申請」1件を議題に供します。 事務局の説明を求めます。

事務局次長

それでは、第2号議案「農地法第4条許可申請」についてご説明いたします。

1番、・・、面積 合計 249 ㎡、【議案読み上げ】

綾川に架かる新雲井橋から北東へ約200mに位置します。

無断転用の有無 有

転用目的 宅地拡張

申請理由 申請者の父が、昭和 45 年以降に当申請地に住宅を増築し、庭を作り現在に至りました。今回、その無断転用の解消をするものです。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認でき

る。

その他 無断転用による始末書の提出があります。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第2号議案「農地法第4条許可申請」1 件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

梶野委員

意見ではありませんが、現状が宅地で仕方ないと思います。

各委員

(委員による審議)

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第2号議案「農地法第4条許可申請」1件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続いて、第3号議案「農地法第5条許可申請」6件を議題に供します。

なお、第3号議案の6番については現地調査を実施しておりますので、3番 猪熊 委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

猪熊委員

それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」6番の現地調査報告をさせていた だきます。

6番、・・、面積 計 2,284 m<sup>2</sup>、【議案読み上げ】

坂出市加茂出張所から南に約 200mに位置。

また、現在の病院からは、北東に約100mに位置。

無断転用の有無 なし

転用目的 病院 用地

申請理由 現在の病院は、建築から 30 年以上経過しており、すぐに問題はないものの老朽化が進んでいます。病院の設計が古いこともあり、患者さんに不便をかけることもありました。また、建物が古くなり様々な問題が発生してからでは遅いことから、新たな病院の建て替えを計画したところ、今般、所有者との話がまとまったためです。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当する見込み。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 開発許可の協議も進めているところである。

以上です。

会長職務代理

ありがとうございました。

ただいま猪熊委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を 求めます。 事務局長補佐

それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」についてご説明いたします。 6番につきましては、先ほどの猪熊委員さんのご説明どおりでございまして、病床数を変更せず、現在の病院と同規模の病院を建て替える予定になっております。

1番、・・、面積 計 1,315 ㎡、【議案読み上げ】

坂出市立金山小学校から南西へ約 400mに位置。

無断転用の有無 あり

転用目的 太陽光発電設備、貸し駐車場

申請理由 譲受人は、太陽光発電事業、不動産事業等を行っており、事業拡大を計画したところ、譲渡人と話がまとまったため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当する見込み。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 太陽光発電設備設置に必要な経済産業省の設備認定書類の提出もある。 無断転用による始末書の提出があります。

2番、・・・、面積 計1,912 ㎡、【議案読み上げ】

角山環境センターから東に約200mに位置。

無断転用の有無 無

転用目的 資材置場、車両置場

申請理由 譲受人は、解体工事業を営んでいます。また、林田町に作業事務所を保有しています。今年6月1日に、隣接地の農地転用許可を受けております。しかし、その許可部分だけでは車両および資材等の置場が不足するため、事業区域の拡張を検討していたところ、譲渡人と話がまとまり、資材置場、車両置場として計画しました。農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当する見込み。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 風致地区の指定を受けているため、市都市整備課と協議を進めております。なお、風致地区は、都市における風致を維持するために定められている、都市計画法の地区であり、良好な自然的景観維持のため、建築等の行為が規制されています。

#### 3番、・・、面積 27 m 、【議案読み上げ】

綾川にかかる新雲井橋から北東に約200mに位置。

無断転用の有無 有

転用目的 非農家の自己住宅

申請理由 借り人は、貸し人の叔父にあたります。貸し人は、県外に住んでおり農地の管理は母親が担っておりましたが、高齢で難しくなってきた折に叔父が手伝うこととなり、貸し人の所有地にて住宅建築を計画したため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当する見込み。

周辺農地への影響被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地へ

の影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出があります。

4番、・・、面積 173 m ( 議案読み上げ )

さぬき浜街道の神谷川橋から東へ約200mに位置。

無断転用の有無 有

転用目的 宅地拡張

申請理由 譲受人は、譲渡人の兄にあたります。譲受人が、現在居住している併せて利用する土地には、譲受人および子供の住宅が建てられています。駐車スペースが不足していたため、平成 20 年頃より申請地の一部を駐車場として利用しており、その無断転用の解消のため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当する見込み。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出があります。

また、平成25年に相続をした際に、兄弟間での錯誤があることが分かりました。今回の許可後に、占有と所有が一致するように手続きをする予定です。

5番、・・、面積 計 437 m 、【議案読み上げ】

先ほどの、第3号議案4番に隣接しています。

無断転用の有無 有

転用目的 農家住宅

申請理由 貸し人二人は兄弟です。申請地には、納屋および車庫が建てられていました。

借り人は、申請地の隣に父と住んでおりますが、将来の介護等を考慮し、老朽化した納屋を取り壊して、納屋を併用した住宅を計画しました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当する見込み。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 なお、申請地の一部には、昭和59年に農地法5条許可を受けたものの、 事業が実施されずに許可の取消し願いが提出された農地(2471-11)があります。第1 号議案7番に関連しておりますので、3条申請と同時に許可となるように調整を進め ております。

無断転用による始末書の提出があります。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第3号議案「農地法第5条許可申請」6件について、何かご意見・ご質問はありませんか。

各委員 (委員による審議)

【異議なし】の声あり

猪熊委員 2番の資材置場ですが、譲渡人がいろいろな方がおられるのはたまたまですか。

事務局長補佐 譲渡人は今回4人おられます。前回許可を受けた場所の東側ですが、土地の所有者

が複数おられるということです。

猪熊委員 2番の譲受人は、林田に解体場がありますね。

事務局長補佐 作業所があります。その作業所で騒音などいろいろな面で別の場所を計画し、ここ

で転用申請しました。

猪熊委員 林田の解体所からこちらに移転する計画なのでしょうか。

事務局長補佐 林田の作業所が閉鎖するとは聞いておりませんが、主な作業所をこちらに移転させ

ると聞いております。騒音の問題があり、地元の人に迷惑をかけないようにというこ

とで、こちらの農地転用の申請がありました。

猪熊委員 希望ですが、あの辺りで農業をしており、作業所がちょうど遊水池の上に位置する

状態になっており、解体作業を行ったら、その土砂が遊水池に流れ込むような感じに

なっていました。できればなくなればいいなと思っていました。

山下委員 場所は新浜町のどのあたりですか。

事務局長 角山環境センターの東の方です。

山下委員わかりました。

会長職務代理 それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」6件につきまして原案どおり承認

し、うち5件につきましては委員会の意見書を添付して県へ進達し、6番の案件につきましては、転用面積が 2,000 m以上ということで、8月28日に農業会議が開催

します常設審議委員会に諮りたいと思います。

続いて、第4号議案「非農地証明願」1件を議題に供します。

なお、第4号議案の1番については現地調査を実施しておりますので、2番 山下

委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

山下委員 それでは、第4号議案「非農地証明願」の現地調査報告をさせていただきます。

1番、・・、面積30㎡、【議案読み上げ】

坂出市加茂出張所から 南西に約150mに位置します。

申請理由 昭和 60 年頃より、隣接する農道を拡幅し、コンクリート舗装し利用し

ているためで、問題ないことを報告いたします。

以上です。

会長職務代理

ありがとうございました。

ただいま山下委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を 求めます。

事務局書記

それでは、第4号議案「非農地証明願」についてご説明いたします。

1番につきまして、さきほどの山下委員さんのご説明どおりです。

1件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第4号議案「非農地証明願」

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第4号議案「非農地証明願」1件につきまして原 案どおりこれを受理し、処理してまいります。

続いて、第6号議案「農用地利用集積計画書」38件を議題に供します。 事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは第6号議案「農用地利用集積計画書」38件についてご説明いたします。 今月は新規に農地の貸借をする案件が21件、更新が2件、再設定が15件で、その うち認定農業者による利用権設定の締結が6件となっております。

以上、農用地利用集積計画書 38 件は、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。よろしくご審議お願いします。 以上です。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第6号議案「農用地利用集積計画書」3 8件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員

(委員による審議)

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第6号議案「農用地利用集積計画書」 38件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。

続いて、第7号議案(イ)「農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請」 1件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局次長

それでは、第7号議案(イ)「農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請」についてご説明いたします。

1番、・・、面積 140 m<sup>2</sup>、【議案読み上げ】

さぬき浜街道の新川尻橋から北東へ約200mに位置しています。

転用目的 宅地拡張 用地

申請理由 平成11年当時、綾川の護岸工事に伴い、旧居宅を立ち退き、隣地である本申請地の農地転用許可を受け、新居建築の計画を行いましたが、資金面の都合により、江尻町へ住むことになり、本転用事業が中止となりました。 その後、農業用倉庫を建て現在まで利用していますので、この事業計画変更を申請しました。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第7号議案(イ)「農地法第4条の規 定による許可後の事業計画変更申請」について、なにかご意見・ご質問はありませ んか。

各委員

(委員による審議)

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第7号議案(イ)「農地法第4条の規定による 許可後の事業計画変更申請」につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添 付して県へ進達することといたします。

続いて、第7号議案(ロ)「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請」1件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局長補佐

それでは、第7号議案(ロ)「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請」についてご説明いたします。

1番、・・、面積 計 3063 m<sup>2</sup>、【議案読み上げ】

角山環境センターから東に約200mに位置。

転用目的 資材置場、車両置場、駐車場 用地

申請理由 譲受人は、解体工事業を営んでいます。また、林田町に作業事務所を保有しています。申請人は、今年6月1日に、農地転用許可を受けております。しかし、車両および資材等の置場が許可部分だけでは不足しているため、事業区域の拡張を検討していたところ、隣接する農地の譲渡人と話がまとまり、資材置場、車両置場として事業区域の拡張を行うに至りました。

また、事業計画変更後の合計面積は、4,975 ㎡になります。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第7号議案(ロ)「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請」について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

梶野委員

先ほど猪熊委員さんからもありましたが、こういうように許可をして、後から運 用上トラブルがないようにしていかないといけないと思います。

付近に迷惑をかけたり、公害がでることのないようしてもらいたい。

会長職務代理

申請地のあたりは畑を耕作していますか。農業者として心配ですね。

事務局長補佐

今回の申請地のまわりは山林化しています。そして、ご心配されている点に関しては、確約書を提出いただいており、周辺に被害がおよぶ場合は転用事業者および 当事者間において誠意をもって解決いたします、というものです。

各委員

(委員による審議)

【異議なし】の声あり

会長職務代理

ほかにご異議もないようですので、第7号議案(ロ)「農地法第5条の規定による 許可後の事業計画変更申請」につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付 して県へ進達することといたします。

続いて、第7号議案(ハ)「農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請」1件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局長補佐

それでは、第7号議案(ハ)「農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業 計画変更申請」についてご説明いたします。

1番、・・、面積 92 m ( 議案読み上げ )

さぬき浜街道の新川尻橋から北東へ約200mに位置しています。

転用目的 耕作目的による農地復元

申請理由 当初の許可を受けた転用事業者は、綾川の護岸工事に伴う立ち退きにより、申請地に住宅を建築する予定で農地転用5条許可を受け、所有権の移転を行いました。しかし、資金面の都合により江尻町に住むこととなり、畑のまま利用しており、相続人も今後、住宅を建築する予定も無いため、承継者に譲渡すこととしました。

承継による今般の事業者は、本申請地について第1号議案4番のとおり、農地として利用予定であり、同時に許可となるように調整を進めております。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第7号議案(ハ)「農地法第5条の規 定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請」について、なにかご意見・ご質問 はありませんか。

梶野委員

譲受人をよく知っていますが、この方はしっかり耕作されるので心配ありません。

会長職務代理

ほかになにかありませんか。

各委員

(委員による審議)

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第7号議案(ハ)「農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請」につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

以上で、本日の農地法等許認可申請の議案の審議を終了します。

続いて、報告第1号「農地法第18条 合意解約」2件についてです。

事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは、報告第1号「農地法第18条 合意解約」2件についてご説明いたします。

1番、・・・、 面積 569 m<sup>2</sup>、【議案読み上げ】

解約理由 売買目的

本件は第1号議案 1番と関連しています。

備考 利用権 賃借権の解消

2番、・・・、 面積 844 m<sup>2</sup>、【議案読み上げ】

解約理由 売買目的

本件は第1号議案 2番と関連しています。

備考 利用権 賃借権の解消

以上、農地法第18条 合意解約の届出についての説明です。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、報告第1号「農地法第18条 合意解約」 2件について、なにかご質問はありませんか。

各委員

(委員による確認)

【なし】の声あり

会長職務代理

特にご質問もないようですので、報告第1号「農地法第18条 合意解約」2件を 受理し、処理してまいります。

続いて報告第2号「農業委員候補者の追加推薦応募状況」について、事務局の説明 を求めます。

事務局長

それでは、報告第2号「農業委員候補者の追加推薦応募の状況」についてご説明いたします。追加議案の1ページをご覧ださい。

(議案説明)

以上、「農業委員候補者の追加推薦応募の状況」についての説明です。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、報告第2号「農業委員候補者の追加推薦 応募の状況」について、なにかご質問はありませんか。

(委員による確認)

## 【なし】の声あり

特にご質問もないようですので、報告第2号については了承といたします。 その他の案件として、事務局の方で何かありますか。

事務局長 (事務局からの連絡事項等)

会長職務代理 それでは、これをもちまして 8月の定例会を閉会致します。

長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。

9時54分終了